

報告第10号

専決処分の報告について
(損害賠償額の決定：都市整備課)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年6月22日報告

小松島市長 中山 俊 雄

損害賠償額の決定について

市有施設の管理の瑕疵に基づく物損事故に関し、市の義務に属する損害賠償額を次のとおり決定する。

損害賠償額 81,466円

相手方 小松島市小松島町在住の女性

事故発生年月日 令和2年2月17日

事故発生場所 小松島市小松島町字元根井39番地4地先

事故の概要

川北排水ポンプ場の東側フェンスが、強風により突然開いたため、通行中の相手方車両に接触し、同車両の右側面のドアミラー等を破損したもの。

令和2年3月2日 専決第2号

小松島市長 濱田 保徳